

令和 4 年度

N はーと

(長崎うれしかハート介護事業所)

認証事業所

募集要項

= 抜 粋 版 =

令和 4 年 7 月

長崎県福祉保健部長寿社会課

Nはーと(長崎うれしかハート介護事業所)について

1. Nはーと(長崎うれしかハート介護事業所)とは

介護需要が高まり、介護事業所における人材確保が困難な状況が見られる中で、職員に長く働いてもらうための環境づくりの必要性が増しています。

そのため、介護職員の確保・育成と利用者サービスの向上に取り組む事業所を、県が一定の基準を設けて認証する制度です。

認証を受けた事業所(以下、「認証事業所」という。)は、「働きやすい職場環境が整備された事業所」として認知され、県も積極的にPRします。

また、認証事業所を増やしていくことで、介護業界全体の離職率低下や採用率向上、イメージアップを目指していきます。

2. 認証の対象

県内で、介護保険法に基づき、介護給付サービスや予防給付サービスの指定又は許可を受けた介護事業所(注1)を運営している法人(注2)を対象とします。

(注1)介護職員処遇改善加算の対象となる介護事業所を対象とします。

(注2)認証に係る申請は、法人単位で行う必要があります。

< 介護職員処遇改善加算の算定対象サービス >

訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、通所介護、地域密着型通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

3. 認証の有効期限

Nはーとの有効期限は3年間です。

3年後に更新申請を行って、引き続き要件を満たすことができれば、継続して認証を受けることができます。

更新手続きの詳細については、後日、具体的に定めてからお知らせいたします。

4．認証評価の項目

主に介護職員の確保や育成に関する取組を評価します。

具体的には、【1】新規採用者の育成体制、【2】労働環境、処遇の改善、【3】キャリアパスと人材育成、【4】介護事業所の運営等のような人材確保や育成に欠かせない評価項目を設け、基準全てを満たす事業所を認証します。

項目の詳細や認証の基準については、P5 < 認証の評価項目及び評価基準 一覧 > のとおりです。

5．認証までの流れ

認証評価の申請・審査・認証は、以下の ～ の流れのとおり実施します。

< 認証までの流れ >

事業所が認証評価申請に向け、働きやすい環境等を整備

事業所が県へ認証評価を申請

県及び専門家が認証評価の予備審査を実施

・各評価項目の基準に基づく、書面及びヒアリングによる予備審査

審査会での審査実施

～ 認証事業所を決定 ～

県知事による認証

県等が認証事業所を PR

6．認証評価の効果

認証を獲得することにより、以下の3つ効果が見込まれます。

N は一と事業所における効果

事業所が認証基準を満たすことにより、採用活動等において「県の基準をクリアした事業所」であることを自らアピールできるとともに、県が広報することで、学生や求職者などに対するイメージアップが図られ、信頼できる事業所と認識されます。

また、認証を受けるため、制度や仕組みの改善や職員のスキルアップを図ることにより、さらなる離職率低下につながることが期待できます。

職員への効果

キャリアパスが明確に策定され、人材育成の体制や労働環境等の整備が進むことによって、職員にとって、働きやすく、成長しやすい職場となるため、職員の定着促進が期待できます。

また、キャリアパスが明確に示されるため、職員の目標意識や成長意欲が高まり、事業所への帰属意識も高まります。

学生や求職者に対する効果

N は一と事業所の情報が公表されることで、学生や求職者が就職先の採用条件だけでなく、就職後のキャリアや待遇などの将来像をイメージしやすくなり、安心して長く働くことができる良い職場として、就職先の候補に選ばれやすくなるのが期待されます。

また、N は一と事業所の情報を開示することにより、求職者と事業所とのミスマッチも防止します。

7. N は一と事業所に対する県の支援等

<h4>学生や求職者への PR 強化</h4> <p>本制度の愛称などを用いて PR することが可能となり、働きやすい職場環境が整備された事業所として、採用力アップにつながります。</p>	<h4>人材確保の機会を提供</h4> <p>就職フェア等の出展などで優遇します。また、優良な事業所として紹介できるため、就職につながる可能性の高い人材とのマッチングにつながります。</p>
<h4>県による PR 支援</h4> <p>N は一と事業所の情報を県ホームページへ掲載、県広報誌や多様な媒体で情報発信するなど、N は一と事業所を広く県民に紹介します。</p>	<h4>県事業での優先採択等</h4> <p>県の介護人材確保・定着に関する補助金、セミナーなどの採択で優遇します。</p>

<参考> N は一との認証取得のための支援

N は一との認証基準を満たすための、県や(公財)介護労働安定センターによる支援事業は、P19~20に掲載している「N は一と(長崎うれしかハート介護事業所)の認証を受けるための支援」のとおりです。

なお、令和4年度の認証取得に向け、(公財)介護労働安定センターの雇用管理や人材育成に関するアドバイザー派遣による支援を受けようとする事業所におかれましては、令和4年8月31日(水)までに、以下へご連絡ください。

(公財)介護労働安定センター長崎支部の連絡先

【TEL】095-828-6549(直通)

認証評価申請の手続き等

1. 必要な書類

認証評価申請に必要な書類は以下のとおりです。

認証申請書（様式1）

関係法令遵守誓約書（様式2）

認証評価チェックリスト

認証評価チェックリストに定める提出書類

必要書類については、県長寿社会課ホームページからも入手できます。

[長崎県 長寿社会課 Nはーと](#) で検索

2. 申請期限

令和4年10月19日（水） 必着

3. 書類の提出・問い合わせ

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1

長崎県福祉保健部長寿社会課介護人材確保推進班 あて

TEL：095-895-2440（直通） FAX：095-895-2576

MAIL：kaigojinzai@pref.nagasaki.lg.jp

4. 認証評価のスケジュール

R4.7.20～10.19 県へ認証評価を申請

R4.10.20～ 県及び専門家が認証評価の予備審査を実施

R4.2 審査会での審査

県知事名で認証

スケジュールは前後する可能性があります。

5. 認証を受けた後の書類提出

県がNはーと事業所のPR冊子を作成するため、各認証事業所の掲載情報を、A4で1枚程度の様式に記載いただきます。（ ）

県から作成を依頼しますので、ご協力をお願いします。

なお、「給与」、「平均有給取得日数」、「離職率」などの情報を公開することになりますので、事前にご承知おきください。また、認証を受けた翌年度の介護職員の離職率については、各事業所が報告した介護サービス情報を基に、県で算出しますので、併せてご承知おきください。

令和3年度作成のPR冊子の内容は、県ホームページで確認いただけます。

URL：<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/kaigojinnzaikakuho/kaigo-ninsyouhyouka/543132.html>



＜ 認証の評価項目及び評価基準 一覧 ＞

評価基準の全てを満たす事業所を「認証事業所」とします

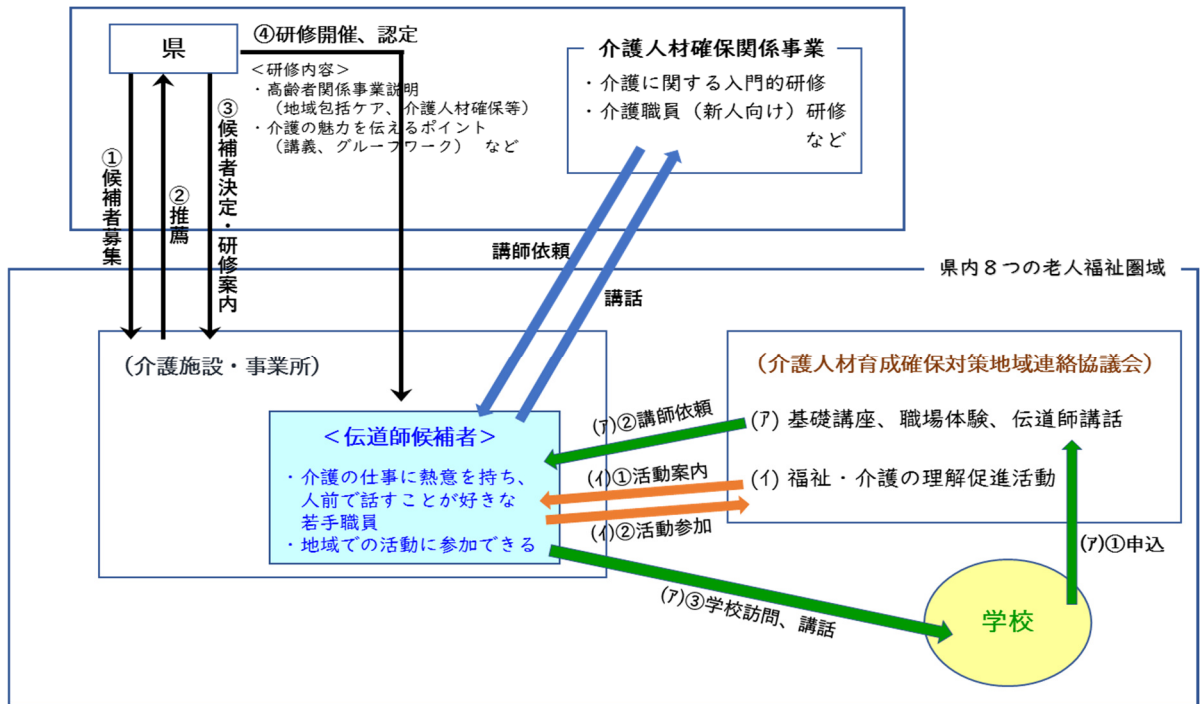
評価項目			区分	評価基準	
【1】	新規採用者の体制	(1)	新規採用者育成計画の策定及び実施	体制	新規採用者育成計画を策定
			実施	計画に沿った研修の実施	
		(2)	新規採用者の教育担当者に対する研修等の実施	体制	過去3年間に、教育担当者を配置
				実施	教育担当者への研修を実施
【2】	労働環境、処遇の改善	(3)	明確な給与体系の導入	体制	賃金体系や昇給する仕組み等を整備し、処遇改善加算 を取得
				実施	過去3年間、定期的に昇給を実施
		(4)	休暇取得・労働時間縮減に関する取組	実施	有給休暇取得や労働時間縮減の取組を実施
				実施	年次有給休暇取得日数の増加もしくは年10日以上取得
		(5)	仕事と育児や介護等を両立できる取組	体制	両立支援・多様な働き方を推進し、処遇改善加算 を取得
		(6)	業務省力化などで働きやすい職場環境の構築	実施	生産性向上のための業務改善の取組を実施し、処遇改善加算 を取得
		(7)	健康管理に対する取組	体制	腰痛を含む心身の健康管理を促進し、処遇改善加算 を取得
【3】	キャリアパスと人材育成	(8)	キャリアパス制度の導入	体制	職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備し、処遇改善加算 を取得
				実施	経験・技能のある介護職員の処遇を改善し、特定処遇改善加算を取得
		(9)	人材育成計画の策定と研修の実施	実施	人材育成計画を策定・実施し、処遇改善加算 を取得
		(10)	資格取得に対する支援	実施	資格取得に対する支援を実施
		(11)	人材育成を目的とした面談や評価の実施	実施	人材育成を目的とした面談・評価を年1回以上実施
【4】	介護事業所の運営等	(12)	サービスの質の向上に向けた取組	実施	介護サービス情報等を職員へ周知し、外部へPR
				実施	介護サービスの質を向上させるための人材育成を実施
		(13)	法令遵守等	実施	関係法令の遵守
		(14)	地域や学校との交流	実施	実習・インターンシップ・ボランティア、地域交流などを実施
【5】	その他	(15)	離職率の状況	実施	②過去3年間の介護職員の離職率が、介護労働者の離職率（全国平均）以下
合計				21基準	

「介護のしごとと魅力伝道師（4期生）」募集要領

1. 概要

- (1)若い世代（中学生、高校生等）へ介護の魅力ややりがいを伝えるためには年代の近い人が話を伝える方が効果的であるという声を踏まえ、県内で働く介護の仕事に熱意を持った若手介護職員に、「介護のしごとと魅力伝道師」として、進路や職業選択の時期が近い中学生や高校生を中心に介護の仕事のやりがい等を伝える講座等の活動を行っています。
- (2)伝道師は、介護施設・事業所から推薦された、介護の仕事に熱意を持ち、人前で話すことが好きな若手職員で、地域での活動に参加できる方であり、県が実施する研修を修了された方を伝道師として認定します（約25名募集）。
選定基準は以下のとおりですが、各地区の状況等によっては例外を設けることもあります。
なお、現在伝道師がない市町を優先します。
本年4月1日現在、35歳以下であること
介護職員としての勤務経験が3年以上であること
- (3)県が実施する研修受講後、中学校や高校での伝道師講話（自身の経験をもとに作成したスライド等を用いて生徒達に仕事のやりがいを伝達）やイベント等参加を担います。
- (4)活動期間は、伝道師として認定を受けた年度の翌年度から3年間を原則とします。
（4期生の活動期間：令和5年度から7年度までの3年間）
なお、卒業後もご本人の希望をもとに伝道師OB・OGとして地域の活動や伝道師育成に関わっていただくことを想定しています。
- (5)活動時には別途活動費を支給します。また、伝道師活動（スライド作成等準備段階を含む）にあたっては、事前アドバイスや同行訪問など、現在活動中の伝道師等からサポートを受けることができます。

<事業の流れ>



2. 活動状況

令和4年度においては29名の伝道師（H30～R2 養成）が県内各地域で活動しています（このほか活動休止中の方もいらっしゃいます）。

圏域名	R4 伝道師数	市町ごとの人数
長崎圏域	11名	長崎市(7)、西海市(0)、長与町(3)、時津町(1)
佐世保圏域	3名	佐世保市(1)、平戸市(1)、松浦市(1)、佐々町(0)
県央圏域	4名	諫早市(4)、大村市(0)、東彼杵町(0)、川棚町(0)、波佐見町(0)
県南圏域	2名	雲仙市(1)、島原市(0)、南島原市(1)
五島圏域	3名	五島市(3)
上五島圏域	1名	新上五島町(1)、小値賀町(0)
壱岐圏域	2名	壱岐市(2)
対馬圏域	3名	対馬市(3)
(合計)	29名	

<主な活動（地域によって異なります）>

「長崎県 介護のしごと魅力発信」検索

県広報番組への伝道師出演動画や、別添 Ichigokaigoパンフレット等をご覧ください。

次世代の担い手への働きかけ

- ・ 中学校や高校を訪問しての伝道師講話、車いす体験サポート等
 - ・ 中学生や高校生が施設を見学した際の介護の仕事紹介、体験支援
- イメージアップイベントへの参加

- ・ 地域イベントへの出演
- ・ YouTube等での情報発信
- ・ テレビやラジオ、パンフレット等への出演

その他の活動

- ・ 介護に関する入門的研修での伝道師講話
- ・ 新人介護職員向けの研修講師

3. 活動を通して

- (1) 介護の仕事の魅力ややりがいについて考えることで、伝道師自身が普段の仕事を振り返り、仕事に対する誇りや自信を再確認することが期待されます。
- (2) 県内の他地域において活躍している同世代の介護職員と交流することで意識向上に繋がります。
- (3) 伝道師の活動を通じて事業所紹介の機会となります。

4. 魅力伝道師候補生に対する研修

- (1) 11月頃に長崎市内で2日間の集合型研修を予定しています。
- (2) 詳細は、候補生選定結果通知時にご連絡します。
(新型コロナウイルス感染症の状況等により、実施時期・方法を見直す可能性があります)

5. 今後のスケジュール（予定）

令和4年7月	伝道師募集（～9月27日）
10月	伝道師候補生選定（推薦元事業所へ通知）
11月	伝道師候補生向け研修 伝道師認定
12月～翌年3月	伝道師活動準備（他伝道師の活動見学、スライド作成等）
4月	伝道師として本格活動開始

6 . 推薦方法及び推薦期限

推薦者（法人）は、別添の推薦書様式に記入のうえ、下記担当者へ FAX 又はメールにて、9月27日（火）までにご提出ください。

なお、推薦書様式は、県長寿社会課ホームページにも掲載しています。

「長崎県 介護のしごと魅力伝道師」[検索](#)

長崎県 長寿社会課 介護人材確保推進班 磯野
〒850-8570 長崎市尾上町3 - 1
電話：095-895-2440 FAX：095-895-2576
E-mail：kaigojinzai@pref.nagasaki.lg.jp

令和4年度 長崎県の介護人材確保等支援制度

< 介護事業所向け >

令和4年8月作成

介護事業所への参入促進支援

1. 福祉人材センター（福祉の仕事の無料職業紹介所）	1
2. 福祉・介護の就職フェア（合同面談会等）	2
3. 福祉のしごと基礎講座、福祉のしごと学び体験ツアー	2
4. 介護のしごと魅力伝道師	3
5. 高校生等の介護職インターンシップ	3
6. ナガサキ START ハウスプロジェクト	4
7. 介護助手体験事業	4
8. 外国人材活用促進セミナー	5
9. 外国人留学生受入促進説明会	5
10. 介護施設等による留学生への奨学金等の支給支援事業	6
11. ベトナムの看護系大学卒業生（技能実習生）とのマッチング	6

介護事業所の労働環境改善等の支援

12. 介護職員処遇改善加算取得促進特別支援事業	7
13. 長崎うれしかハート介護事業所（Nはーと）	7
14. 雇用管理改善の相談援助	8
15. 介護ロボット・ICT導入促進セミナー・機器展示会	8
16. 介護ロボット導入・活用等の相談窓口、機器の試用貸出	9
17. 感染症対策に資する介護ロボット等導入促進事業補助金	9
18. ノーリフティングケア推進事業	10
19. 介護労働者の健康確保に関する相談	10
20. 外国人職員の相談窓口	11

介護職員等の資格取得・資質向上に対する支援

21. 階層別職員研修（新人・中堅）	11
22. 介護労働者のキャリア形成支援	12
23. 介護事業所向け講習会	12
24. 実務者研修受講資金貸付事業	13
25. 外国人受入環境整備事業（外国人材向け研修）	13
26. 外国人材日本語教育支援事業補助金	14

参考等

長崎県介護人材メールマガジン	14
介護の魅力発信プロモーション	15
介護の仕事に対する誤解と魅力	16
福祉人材センター・バンクで職員募集（求人者向けチラシ）	18

< 本資料の掲載ホームページ >

長崎県 介護人材確保・定着

検索

< 本資料の作成 >

長崎県福祉保健部長寿社会課（介護人材確保推進班）

〒850-8570 長崎市尾上町3 - 1

Tel 095-895-2440 Fax 095-895-2576

E-Mail kaigojinzai@pref.nagasaki.lg.jp

1. 福祉人材センター（福祉の仕事の無料職業紹介所）	参入促進
< こんなときに活用 > 新たな人材を採用したい！	
<u>（1）目的</u>	
福祉・介護分野で働きたい求職者と、人材を求める介護事業所を結びつける無料職業紹介事業を実施。	
<u>（2）実施内容</u>	
福祉の専門スタッフであるキャリア支援専門員がきめ細やかにマッチング支援。	
ハローワーク等と連携した求職支援を実施。	
福祉求人・求職マッチングサイト「welなが」を令和3年から開設。	
<u>（3）求人登録</u>	
「welなが」からの求人登録も可能。	
<u>（4）お問い合わせ先</u>	
長崎県福祉人材センター （長崎市茂里町3-24） 電話 095-846-8656	佐世保福祉人材バンク （佐世保市八幡町6-1） 電話 0956-24-1184

2 . 福祉・介護の就職フェア（合同面談会等）	参入促進		
<p style="text-align: center;"><こんなときに活用> 新たな人材を採用したい！</p>			
<p>(1) 目的 介護事業所の人事担当者と求職者との個別面談の機会を提供するため、合同面談会、ミニ面談会、地域密着型のプチ面談会を開催。</p> <p>(2) 実施内容 合同面談会 ・長崎市及び佐世保市でそれぞれ1回ずつ実施予定（6月12日） ミニ面談会、地域密着型のプチ面談会、WEB面談会 ・県内各地で18回程度開催予定。</p> <p>(3) 参加事業所の募集 welなが（福祉求人・求職マッチングサイト）等で募集</p> <p>(4) お問い合わせ先 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">長崎県福祉人材センター （長崎市茂里町3-24） 電話 095-846-8656</td> <td style="width: 50%; border: none;">佐世保福祉人材バンク （佐世保市八幡町6-1） 電話 0956-24-1184</td> </tr> </table> </p>		長崎県福祉人材センター （長崎市茂里町3-24） 電話 095-846-8656	佐世保福祉人材バンク （佐世保市八幡町6-1） 電話 0956-24-1184
長崎県福祉人材センター （長崎市茂里町3-24） 電話 095-846-8656	佐世保福祉人材バンク （佐世保市八幡町6-1） 電話 0956-24-1184		

3 . 福祉のしごと基礎講座、福祉のしごと学び体験ツアー	参入促進
<p style="text-align: center;"><こんなときに活用> 小・中・高生に介護の仕事のやりがいや魅力を伝えたい！</p>	
<p>(1) 目的 県内8圏域の介護人材育成確保対策地域連絡協議会が、小・中・高生や保護者・教員等に対して、福祉・介護の仕事の大切さや魅力を伝えるため、講座や職場体験を実施。 長崎、佐世保・県北、県央、県南、五島、上五島、壱岐、対馬</p> <p>(2) 実施内容 福祉のしごと基礎講座 介護事業所の施設長等が、介護の仕事の魅力・やりがい・必要性等を講義。 福祉のしごと学び体験ツアー 生徒が介護事業所を訪問し、高齢者と触れ合い、介護の仕事を経験。</p> <p>(3) 講師派遣や体験受入の事業所 講師派遣や体験受入の希望があれば、協議会事務局へお問合せください。 各圏域のコーディネーター等が講師派遣や体験受入について調整</p> <p>(4) お問い合わせ先 長崎県福祉保健部 長寿社会課 介護人材確保推進班 電話 095-895-2440</p>	

4 . 介護のしごとと魅力伝道師	参入促進
<p align="center"><こんなときに活用> 中高生などに介護の仕事のやりがいや魅力を伝えたい！</p>	
<p>(1) 目的 介護の仕事に熱意を持った若手介護職員が、進路や職業選択の時期に近い中学生や高校生を対象に介護の仕事のやりがいや魅力を伝える講座を実施。</p> <p>(2) 主な活動 次世代の担い手への働きかけ ・ 中学校や高校を訪問し、介護の仕事のやりがい等を伝える講座の実施等。 イメージアップイベントへの参加 ・ 地域のイベントやW e bを活用した情報発信などで介護の仕事をP R。</p> <p>(3) 介護のしごとと魅力伝道師の養成 介護のしごとと魅力伝道師の希望者を年に 1 回程度募集（事業所の推薦が必要）。 介護のしごとと魅力伝道師を養成するための勉強会等を開催。</p> <p>(4) お問い合わせ先 長崎県福祉保健部 長寿社会課 介護人材確保推進班 電話 095-895-2440</p>	

5 . 高校生等の介護職インターンシップ	参入促進
<p align="center"><こんなときに活用> 高校生のインターンシップを受け入れたい！</p>	
<p>(1) 目的 高校生等に介護の仕事や魅力を知ってもらうため、介護事業所でインターンシップ（介護の仕事の 1 日体験）を実施。</p> <p>(2) 実施内容 介護の仕事についての基礎的な講話、事業所の職員と各サービスの手伝い、利用者とのコミュニケーション等を実施。 実施は原則 1 日間（6 時間程度）。 高校生だけでなく、大学生、専門学校生、一般求職者も応募可能。 参加者には、図書カードを配布予定。</p> <p>(3) 受入事業所の募集 6 月に公募（インターンシップは 8 ～ 2 月に実施）。</p> <p>(4) お問い合わせ先 公益財団法人 介護労働安定センター 長崎支部 電話 095-828-6549</p>	

6 . ナガサキ START ハウスプロジェクト	参入促進
<p align="center"><こんなときに活用> 新規就業者向けの安価な家賃の住宅を確保したい！</p>	
<p>(1) 目的 県内企業が県営住宅や民間の賃貸住宅の空き家を活用し、県内企業へ就職予定の高校生等に安価な家賃で住宅を提供する支援。</p> <p>(2) 実施内容 新規就業者等向けの住宅の提供を受けたい場合には、県若者定着課ホームページ掲載様式に必要な事項を記載のうえ、FAX 又はメールでの登録申込が必要。 ・ 県営住宅の空き家（新規就業者と県との個人契約） ・ 安価な家賃の賃貸住宅（県内企業と家主との法人契約、又は、企業が保証人となって個人契約）</p> <p>(3) お問い合わせ先 長崎県産業労働部 若者定着課 高校生定着班 電話 095-895-2731</p>	

7 . 介護助手体験事業	参入促進
<p align="center"><こんなときに活用> 元気高齢者等を介護助手として雇用したい！</p>	
<p>(1) 目的 介護の周辺業務を担う介護助手の参入促進を図るため、元気高齢者等の介護未経験者を対象に、介護事業所で 1 日介護助手体験等を実施。</p> <p>(2) 実施内容 介護助手導入セミナー ・ 県内先進事例等を基に、介護助手導入にかかるメリットや仕事の切り分け等に関する事業所向けセミナーを開催。 介護助手体験 ・ 清掃や片付けなどの身体介護以外の周辺業務体験を、参加者に合わせて実施。 ・ 実施は原則 1 日間（6 時間程度） ・ 60 歳以上の元気高齢者が主な対象だが、どなたでも応募可能。</p> <p>(3) 受入事業所の募集 6 月 21 日に開催 6 月に公募（介護助手体験は 8 ～ 2 月に実施）</p> <p>(4) お問い合わせ先 公益財団法人 介護労働安定センター 長崎支部 電話 095-828-6549</p>	

8 . 外国人材活用促進セミナー	参入促進
<こんなときに活用> 外国人材活用に関する理解を深めたい！	
<p>(1) 目的 介護事業所に外国人介護人材の受入制度等の周知を図り、外国人材の受入・定着を促進。</p> <p>(2) セミナーの内容 特定技能「介護」について ・ 専門機関による講話、海外の日本語学校の現地学生との質疑応答など 在留資格「介護」、技能実習生について ○ 県内の先進事例の紹介 県内の監理団体紹介 長崎県の取組（事業）紹介 オンライン形式で開催</p> <p>(3) 開催予定 オンラインセミナーを開催（10月頃）</p> <p>(4) お問い合わせ先 長崎県福祉保健部 長寿社会課 介護人材確保推進班 電話 095-895-2440</p>	

9 . 外国人留学生受入促進説明会	参入促進
<こんなときに活用> 外国人留学生のことを知りたい！	
<p>(1) 目的 外国人留学生の受入を促進するため、県内介護福祉士養成施設等から介護事業所に対する説明会を開催。</p> <p>(2) セミナーの内容 県内の介護福祉士養成施設からの説明 ・ 各校の特徴、在学中の留学生の情報、事業所と連携したいことなど 長崎県の取組（事業）紹介 ・ 留学生に対する修学資金や奨学金の支援など オンライン形式で開催</p> <p>(3) 開催実績 8月2日に開催。</p> <p>(4) お問い合わせ先 長崎県福祉保健部 長寿社会課 介護人材確保推進班 電話 095-895-2440</p>	

10．介護施設等による留学生への奨学金等の支給支援事業	参入促進
<p style="text-align: center;"><こんなときに活用> 外国人留学生を雇用したい！</p>	
<p>(1) 目的 介護福祉士養成施設で介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生に、奨学金の支給を行う介護事業所に対して、経費の一部を助成。</p> <p>(2) 補助内容 補助基準額：学費 600 千円、入学準備金 200 千円(1 回限り)、就職準備金 200 千円(1 回限り)、国家試験対策費 40 千円、居住費等 360 千円 補助率：1 / 3 R3 採択：18 法人(75 名分)</p> <p>(3) 募集時期 3 月下旬に翌年度の事業を募集</p> <p>(4) お問い合わせ先 長崎県福祉保健部 長寿社会課 介護人材確保推進班 電話 095-895-2440</p>	

11．ベトナムの看護系大学卒業生(技能実習生)とのマッチング	参入促進
<p style="text-align: center;"><こんなときに活用> 優秀な技能実習生を活用したい！</p>	
<p>(1) 目的 R2 に介護人材の交流に関する覚書を締結したベトナムの看護系大学(クアンナム医療短期大学・ドンア大学)が推薦する技能実習生と、県内介護事業所をマッチング。</p> <p>(2) 実施内容 ベトナムの大学が推薦する技能実習生 15 名程度と県内事業所をマッチング。 ・合同説明会兼面談会を、オンラインで開催。 手取り給与月額 13.5 万円以上(賞与含む)で、事業所による居住費負担が必要 R3 年度マッチングの技能実習生は、7 月に入国し、8 月から技能実習を開始。 ベトナムでの日本語教育費用等は、受入事業所が負担。 実習開始後の日本語や介護技能等の教育費用の一部を助成。</p> <p>(3) 受入事業所の募集時期 今年度は、5～6 月に募集し、追加募集を 10 月頃に予定。 OR5 年度の受入希望事業所は、R5 年 1 月頃から募集予定。</p> <p>(4) お問い合わせ先 長崎県福祉保健部 長寿社会課 介護人材確保推進班 電話 095-895-2440</p>	

12．介護職員処遇改善加算取得促進特別支援事業	環境改善
<p align="center">＜こんなときに活用＞ 処遇改善加算等を取得して、介護職員の給与を上げたい！</p>	
<p>(1) 目的</p> <p>県社会保険労務士会に委託し、介護事業所の処遇改善加算等取得のため、専門家（社会保険労務士）を派遣し、加算取得に必要な賃金規程整備等について助言。</p> <p>(2) 実施内容</p> <p>専門家（社会保険労務士）に、無料で、3回まで相談可で、活用を想定している事業所は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加算未取得の事業所 ・加算区分 及び を取得している事業所（上位加算への移行） ・介護職員等特定処遇改善加算の未取得事業所 <p>(3) お問い合わせ先</p> <p>長崎県社会保険労務士会 電話 095-821-4454</p>	

13．長崎うれしかハート介護事業所（Nはーと）	環境改善
<p align="center">＜こんなときに活用＞ 優良な事業所だとPRしたい！</p>	
<p>(1) 目的</p> <p>介護人材の確保・育成や利用者サービスの向上に積極的に取り組む介護事業者を、県が認証してPR。</p> <p>(2) 内容</p> <p>本認証を受けたい介護事業所を運営する法人が申請を行い、県が「新規採用者の育成体制」「労働環境・処遇の改善」「キャリアパスと人材育成」「事業所の運営等」といった評価項目で基準を満たすかを審査。</p> <p>○認証基準を満たすため、「14．雇用管理改善の相談援助」（次ページ掲載）等の支援を受けることが可能。</p> <p>認証事業所については、県等が積極的にPRを実施。</p> <p>認証事業所が活用可能なロゴマークを作成予定。</p> <p>○現在の認証事業所数は、87事業所（12法人）</p> <p>(3) 募集期間</p> <p>7月20日～10月19日</p> <p>(4) お問い合わせ先</p> <p>長崎県福祉保健部 長寿社会課 介護人材確保推進班 電話 095-895-2440</p>	

14．雇用管理改善の相談援助	環境改善
<p align="center"><こんなときに活用> 雇用管理等の改善を図りたい！</p>	
<p>(1) 目的</p> <p>働きやすい職場環境づくりを支援するため、雇用管理に関する相談援助等を実施。 = 相談無料 =</p> <p>(2) 実施内容</p> <p>介護労働サービスインストラクターによる相談援助・情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用管理の改善等に関する相談や情報提供を実施。 <p>雇用管理コンサルタントによる専門相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より専門的な相談は、雇用管理コンサルタント(社会保険労務士、中小企業診断士、税理士等の専門家)が訪問・来訪・オンラインなどで相談に応じます。 <p>(1事業所年間6時間まで可能)</p> <p>(例) 人事制度、賃金体系、就業規則、福利厚生、評価制度、処遇改善加算、助成金制度 など</p> <p>(3) 申し込み、お問い合わせ先</p> <p>公益財団法人 介護労働安定センター 長崎支部 電話 095-828-6549</p>	

15．介護ロボット・ICT導入促進セミナー・機器展示会	環境改善
<p align="center"><こんなときに活用> 介護ロボットやICTの機器や導入効果を知りたい！</p>	
<p>(1) 目的</p> <p>介護職員の負担を軽減する、介護ロボットやICTの効果的な導入・活用の促進のため、セミナーや機器展示会を開催。</p> <p>(2) 実施内容</p> <p>○介護ロボット・ICT導入促進セミナー・機器展示会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護ロボット等の専門家の講話 ・先進事業所の導入事例紹介 ・先進的な機器を展示・体験 <p>ハイブリッド形式で開催予定</p> <p>○介護ロボット・ICTの導入プロセスマニュアルや、過去のセミナーや見学会の動画を、県ホームページに掲載</p> <p>(3) 開催時期</p> <p>2月頃に開催予定。</p> <p>(4) お問い合わせ先</p> <p>長崎県福祉保健部 長寿社会課 介護人材確保推進班 電話 095-895-2440</p>	

16．介護ロボット導入・活用等の相談窓口、機器の試用貸出	環境改善
<p align="center"><こんなときに活用> 介護ロボットやICTの導入や活用を相談したい！</p>	
<p>(1) 目的</p> <p>介護ロボットの導入方法や活用方法に関する介護現場からの相談に対応。 介護ロボットを試しに使いたい介護事業所に対し、試用貸出企業への取次を実施。</p> <p>(2) 実施内容</p> <p>介護ロボット導入・活用等の相談窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省「介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム」の相談拠点。 ・介護ロボットを活用した介護現場の業務改善方法、導入実例、製品情報を紹介。 ・相談無料で、zoomでの相談も可能。 <p>介護ロボットの試用貸出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省「福祉用具・介護ロボット実用化支援事業」による「介護ロボットの試用貸出リスト」に掲載している機器を無料で貸出。 ・貸出期間は、4月～2月を予定。 <p>(3) お問い合わせ先</p> <p>九州介護ロボット開発・実証・普及促進センター（北九州市） 電話 080-2720-2646 E-Mail krobot@aso-education.co.jp</p>	

17．感染症対策に資する介護ロボット等導入促進事業補助金	環境改善
<p align="center"><こんなときに活用> 接触の機会を減らすため、介護ロボット等を導入したい！</p>	
<p>(1) 目的</p> <p>介護施設の職員や利用者間の接触の機会を減らし、新型コロナウイルス等の感染症を防止するとともに、介護施設の業務効率化や職員の身体的・精神的負担の軽減を図るため、介護ロボット等の導入費用を支援。</p> <p>(2) 補助内容</p> <p>補助率：3/4 補助上限額：1事業所につき300万円 対象機器：移乗支援（装着型・非装着型）、移動支援、排泄支援、見守り支援、コミュニケーション支援、入浴支援、ICT（介護ソフト等）など 専門家等による審査会で、効果的な事業計画かなどを審査</p> <p>(3) 募集期間（終了）</p> <p>2月10日～4月12日</p> <p>(4) お問い合わせ先</p> <p>長崎県福祉保健部 長寿社会課 介護人材確保推進班 電話 095-895-2440</p>	

18. ノーリフティングケア推進事業	環境改善
<p align="center"><こんなときに活用> 身体負担を軽減するノーリフティングケアを導入したい!</p>	
<p>(1) 目的 腰痛等を予防し、長く働き続けることができる職場環境を整備するため、利用者等を抱えあげないノーリフティングケアの導入を推進。</p> <p>(2) 実施内容 ノーリフティングケア導入推進セミナー <ul style="list-style-type: none"> ・ R3年度のモデル事業を基に、導入プロセスや効果等を説明 ・ オンライン方式で開催 指導者養成講座 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場のリーダーを養成するため、正しいケア技術と適切な機器活用に関する研修を実施(募集定員 80名) </p> <p>(3) 開催時期 は 11 月頃、 は 1 月頃に開催予定。</p> <p>(4) お問い合わせ先 長崎県福祉保健部 長寿社会課 介護人材確保推進班 電話 095-895-2440</p>	

19. 介護労働者の健康確保に関する相談	環境改善
<p align="center"><こんなときに活用> 従業員の身体・精神的なストレスを解消したい!</p>	
<p>(1) 目的 事業所が抱える介護労働者の心身両面にわたる健康確保に関する専門的な相談に、ヘルスカウンセラーが相談援助等を実施。 = 相談無料 =</p> <p>(2) 実施内容 ○ヘルスカウンセラーによる専門相談 ヘルスカウンセラー(看護師・臨床心理士・理学療法士等の専門家)が訪問・来訪・オンラインなどで相談に応じます。(1事業所年間4時間まで可能) (例)・メンタルヘルス対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ うつ症状がある職員への対応 ・ 休職者への対応 ・ 職員の腰痛予防対策 ・ 感染症予防対策 など </p> <p>(3) 申し込み、お問い合わせ先 公益財団法人 介護労働安定センター 長崎支部 電話 095-828-6549</p>	

20．外国人職員の相談窓口	環境改善
<p align="center"><こんなときに活用> 外国人職員が無料で相談できる窓口を知りたい！</p>	
<p>(1) 外国人介護人材無料相談サポート</p> <p>対象者：介護現場で就労する外国人。外国人材を雇用する介護施設等。 対応言語：日本語、英語、タガログ語、ベトナム語、中国語、インドネシア語、ミャンマー語 対応時間：月曜日～金曜日の 9:30～13:00、14:30～17:00 電話番号：03-6206-1129 電話以外に、メール・Line、Facebook から相談受付 実施機関：国際厚生事業団 外国人介護人材支援部</p> <p>(2) 長崎県外国人相談窓口</p> <p>対象者：長崎県に住んでいる外国人。 対応言語：日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、タガログ語、ポルトガル語、スペイン語など 対応時間：月曜日～土曜日の 9:00～17:00 電話番号：095-820-3377 実施機関：長崎県国際交流協会</p>	

21．階層別職員研修（新人・中堅）	資質向上
<p align="center"><こんなときに活用> 職員をキャリアに応じた研修に派遣したい！</p>	
<p>(1) 目的</p> <p>介護職員の資質向上及び定着促進のため、新人職員、中堅職員等それぞれの階層に応じた職場定着、キャリアアップ等や、テーマ別の合同研修を実施。</p> <p>(2) 実施内容（R3の実施例）</p> <p>新人職員向け研修 「感染症予防」「介護をする上でのリスク」「介護の記録」「私が見つけた介護の魅力」 中堅職員向け研修 「科学的介護の実践」「リスクマネジメント・BCP」「身体拘束・虐待」 「介護の魅力」 R3 は、新型コロナウイルスの影響もあり、全てオンラインで実施</p> <p>(3) 募集時期</p> <p>8月から募集開始（研修は9～12月に実施予定）</p> <p>(4) お問い合わせ先</p> <p>長崎県介護福祉士会 電話 095-842-1237</p>	

22．介護労働者のキャリア形成支援	資質向上
<p align="center"><こんなときに活用> 研修計画を策定したい！ 職員のキャリアパスを見直したい！</p>	
<p>(1) 目的 介護人材育成コンサルタントが、人事・教育・人材育成の業務経験や専門知識を活かし、職業能力の向上に関する相談援助等を実施。</p> <p>(2) 実施内容 ○介護人材育成コンサルタントによる専門相談 人材育成コンサルタント（キャリア コンサルタント・社会保険労務士 等）訪問・来訪・オンラインなどで相談に応じます。（1事業所年間3回まで可能）</p> <p>（例）・職員の職業能力向上を図るにはどうしたらよいか <ul style="list-style-type: none"> ・人事制度やキャリアパスの作成方法を知りたい ・実りのある職員の研修体系を作るためにはどうしたらよいか ・リーダーシップをどのように養成していけばよいのか など </p> <p>(3) 申し込み、お問い合わせ先 公益財団法人 介護労働安定センター 長崎支部 電話 095-828-6549</p>	

23．介護事業所向け講習会	資質向上
<p align="center"><こんなときに活用> 職員のスキルアップを図りたい！</p>	
<p>(1) 目的 介護職員のさらなるスキルアップを目指す講習や、雇用管理改善に関する講習を開催。</p> <p>(2) 研修 ○介護職員スキルアップ講習 ○介護労働者雇用管理責任者講習 ○その他、喀痰吸引、認知症、介護報酬・加算、虐待、接遇マナー等の能力開発に関する講習 など 有料の講習と無料の講習あり</p> <p>(3) 募集時期 介護労働安定センター長崎支部のホームページでご確認ください。</p> <p>(4) 申し込み、お問い合わせ先 公益財団法人 介護労働安定センター 長崎支部 電話 095-828-6549</p>	

24．実務者研修受講資金貸付事業	資質向上
<p align="center"><こんなときに活用> 介護福祉士を目指す職員を支援したい！</p>	
<p>(1) 目的</p> <p>介護福祉士登録を目指し、実務者研修施設で実務者研修を受講する介護職員等に対し、研修受講に必要な経費（20万円以内）の貸付。</p> <p>(2) 概要</p> <p>用途の内訳</p> <p>「実務者研修施設に支払う授業料」「教材費・参考図書」「交通費」 「国家試験受験手数料」など。</p> <p>貸付は、1人当たり1回限り。</p> <p>介護福祉士の登録後、要件を満たす事業所で、2年間勤務すれば、返還を全額免除。</p> <p>R3 貸付実績：225名</p> <p>(3) お問い合わせ先</p> <p>長崎県福祉人材センター 電話 095-894-4027</p> <p>「長崎県実務者研修受講資金貸付」で検索</p>	

25．外国人受入環境整備事業（外国人材向け研修）	資質向上
<p align="center"><こんなときに活用> 技能実習生を日本語講習等で学ばせたい！</p>	
<p>(1) 目的</p> <p>技能実習や特定技能の外国人材を対象に、日本語や介護技能向上のための研修を実施。</p> <p>(2) 実施内容（R3の実施例）</p> <p>日本語レベル別オンライン集合研修（1回）</p> <p>「介護現場における日本語」「技能実習評価試験対策」「メンタルヘルス」など</p> <p>オンライン個別研修（3回以内）</p> <p>各事業所に講師を派遣し、日本語や介護技能等に関する研修を実施</p> <p>(3) 開催予定</p> <p>参加希望調査を6～7月に実施</p> <p>日本語レベル別のオンライン研修を各3回開催（9～11月頃）。</p> <p>事業所ごとの個別研修（オンデマンド方式）も実施。</p> <p>(4) お問い合わせ先</p> <p>長崎県福祉保健部 長寿社会課 介護人材確保推進班 電話 095-895-2440</p>	

26．外国人材日本語教育支援事業補助金	資質向上
<こんなときに活用> 技能実習生等に日本語教育を行いたい！	
<p>(1) 目的 県内監理団体等が実施する技能実習等の在留資格を有する方々に対する日本語学習への補助を実施。</p> <p>(2) 実施内容 補助対象事業：技能実習生等への日本語教育など 補助対象者：県内監理団体。監理団体と連携・協力し、県内技能実習生等の日本語教育を実施する事業者など</p> <p>○補助率：10/10 ○補助金上限：30万円</p> <p>(3) 募集期間 4月1日～12月23日</p> <p>(4) お問い合わせ先 長崎県産業労働部 雇用労働政策課 職業能力開発班 電話 095-895-2717</p>	

<h3>長崎県介護人材メールマガジン</h3>
<p>長崎県では、介護事業所に向けた人材の育成・確保に関する情報（人材確保関連施策、イベント、募集などの情報）を、メールマガジンでお知らせします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集やイベント実施等の都度に配信（不定期配信） ・登録料は無料 <p>新規登録方法 以下の要領でメールを送信いただければ、後日、登録完了メールを送信します。 （1週間以内に返信がない場合は、お問い合わせ先へご連絡ください）</p> <p>【メール送信先】 kaigojinzai@pref.nagasaki.lg.jp 【メール件名】 介護人材メルアド登録希望 【メール記載内容】 (1)登録希望メールアドレス (2)法人名 (3)事業所名 (4)担当者名</p> <p>お問い合わせ先 長崎県福祉保健部 長寿社会課 介護人材確保推進班 電話 095-895-2440</p>

【参考】介護の魅力発信プロモーション

介護人材の確保のため、パンフレットやWEBを活用して、介護の仕事内容や魅力を発信し、介護に対するイメージ向上を図ることで、介護の仕事で働きたい求職者、福祉関係学校への入学及び介護業界への就職を希望する中高生等を増やすことを目指しています。

掲載ホームページ「介護の仕事って？」

<https://nagasaki-kaigo-shigoto.jp/>

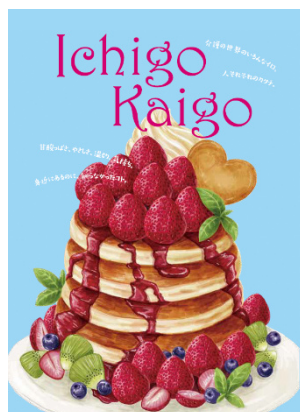


長崎県 介護の仕事って

検索

パンフレット

「魅力伝道師紹介」「高校生と伝道師対談」「高校生と母との対談」「介護ロボット紹介」「数字でキリトル介護のしごと」「マンガ(介護実習を題材)」など



動画

ショートドラマ「介護の仕事を選んでほしいわけじゃない。」(13分 ver・40分 ver)

訪問ヘルパーの仕事に就き、戸惑いながらも成長していく介護職員の姿を描いたショートドラマで、主演は、本県出身で元HKT48の森保まどかさん。

対談動画「上条百里奈+介護の魅力」(5分)

介護福祉士・モデルとして活躍中の上条百里奈さんと、長崎県の介護職員が、介護の仕事の魅力について対談。

介護の仕事はきつくて、早期に退職する人が多いから、職員が不足していると誤解していませんか？

統計データから、離職率は決して高くなく、介護の仕事で働く人は年々増えていますが、高齢化が進み、介護サービスの需要が大きく増えているため、必要となる職員の数も増えていく状況が見えます。

やりがいを強く感じながら、働いている職員も多く、介護の仕事は魅力的な職業の一つだと考えているので、今後もイメージアップを図っていきます。

介護で働く人の離職率は高くありません！

介護で働く人の離職率は、全体の離職率より低い状況です。

介護の仕事がきつくて、早期に退職する人が多いということは、誤解だと言えます。

県内の5年平均の離職率

介護労働者：14.4%

全職業平均：15.9%

出典：介護労働者 = 2016～2020年介護労働実態調査
全職業 = 2016～2020年雇用動向調査

福祉や介護の仕事で働く人は増えています！

福祉・介護関係分野で働く人は増えてきており、県全体の約1割が福祉・介護関係の分野で働いています。

県内の雇用を支えている産業の一つです。

県内の社会福祉・介護事業等で働く人

2006年：34,575人（県全体の5.8%）

2012年：41,784人（県全体の7.6%）

2016年：49,645人（県全体の9.2%）

出典：事業所・企業統計調査、経済センサス活動調査

介護サービスを維持するために必要な介護職員数が増えていきます！

高齢化が進むことにより、介護サービス維持に必要な介護職員の数が増えていきます。

そのため、これまで以上に、介護で働く職員を増やしていく取り組みが必要です。

長崎県における介護職員の必要人数

2019年度：28,836人

2023年度：30,675人（+1,839人）

2025年度：31,804人（+1,129人）

出典：長崎県老人福祉計画・介護保険事業支援計画

残業時間が少ないです！

介護で働く人の残業時間（超過労働時間数）は少ないです。

決まった時間を働く、ワーク・ライフ・バランスが図られている仕事だと言えます。

県内の5年平均の超過労働時間数（月）

介護職員 : 4.8 時間
訪問介護従事者 : 5.0 時間
全職業平均 : 11.8 時間

出典：2017-2021 年度賃金構造基本統計調査

給料は上がってきています！

令和3年の月額給与は、5年前と比べ、1万円以上増えています。

介護職員処遇改善加算などの国の制度もあり、給与が上がるなど、安定した仕事だと言えます。

県内における所定内給与（月額）

2017年度 : 200,500 円
2021年度 : 213,100 円 (+12,600 円)
(+6.3%)

出典：2017・2021 年賃金構造基本統計調査

キャリアパスが整備された職場が多いです！

9割の事業所が介護職員処遇改善加算を取得しており、キャリアパスが整備された職場と言えます。

任用要件や賃金体系の整備
資質向上計画策定と研修の実施
昇給する仕組みの設定

本県の介護職員処遇改善加算取得状況

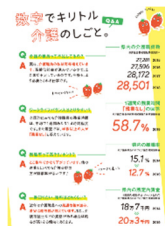
加算 : 73.4%、加算 : 7.4%、
加算 : 7.6%、加算 : 0.4%、
合計 : 88.8%

出典：長崎県長寿社会課調べ（2021.4.1 現在）

介護の仕事は魅力的です！

介護の仕事にやりがいを感じながら、働いている職員が多くいるなど、魅力的な仕事です。

介護業界への就職を希望する方を増やしていくため、介護の仕事の重要性・やりがいなど、「介護のしごとの魅力」を発信するための動画（ショートドラマ、対談等）やパンフレットを、長崎県のホームページに掲載しています。



長崎県 介護の仕事って

検索

令和4年8月



福祉の仕事探しの神様、
福人(ふくじん)くんだよ!

福祉人材センター・バンクで 職員募集をしませんか

福祉人材センター・バンクって?

【長崎県福祉人材センター(県社協内)】と【佐世保福祉人材バンク(佐世保市社協内)】では、福祉専門のお仕事紹介・斡旋を行っています。当センター・バンクは、無料の職業紹介事業所です。お気軽にご連絡、お問い合わせください。

HPから求人登録をいただくと、求職登録者を
スカウトできる機能もご利用いただけます。



welnaga.jp



求人者
向け

センター・バンクの 7 つの強み

- 1** 欲しい人材が集まりやすいよう、求人内容にアドバイス


- 2** welながHPやSNS (LINEやInstagram、Twitter等)、窓口等様々な媒体を通じて、求人情報を公開


- 3** 本センター求職登録者に案内


- 4** 見学や応募の個別調整


- 5** 紹介状の発行 (助成金一部取扱)


- 6** 面談会等のお誘い


- 7** welながHPやSNSで事業所紹介



求人募集の流れ



- 「welなが」ホームページを検索 (<https://www.welnaga.jp/>)
- 「求人票の登録はこちらから」より事業所情報の新規登録
- 登録完了メール受け取り
- 「福祉のお仕事」ホームページより求人事業所マイページにログイン (<https://www.fukushi-work.jp/kyujin/>)
- 求人内容の入力 (以前の求人内容は「再利用新規」ボタンよりコピーし簡単申請が可能)
※入力マニュアルをご希望の方はセンター・バンクにご連絡ください
- 求人承認メール受け取り・福祉のお仕事ホームページ表示
- スカウトの利用が可能
- キャリア専門員によるマッチング (来所・LINE・メール・郵送で対応)
- 見学・応募 (紹介状の発行※センター・バンクより直送)
- 採用 (採否決定日と雇用開始日を記入した採否決定通知書をFAXするのみ)



長崎県社会福祉協議会
福祉人材センター   
 〒852-8555
 長崎県長崎市茂里町3-24 県総合福祉センター2F
 TEL **095-846-8656** FAX 095-846-8798
 (9:00-12:00、13:00-17:15 ※土・日・祝日除く)

面談会情報など
発信中!



佐世保市社会福祉協議会
佐世保福祉人材バンク
 〒857-0028
 長崎県佐世保市八幡町6-1 県北佐世保福祉会館内
 TEL **0956-24-1184** FAX 0956-23-3175
 (9:00-12:00、13:00-17:15 ※土・日・祝日除く)



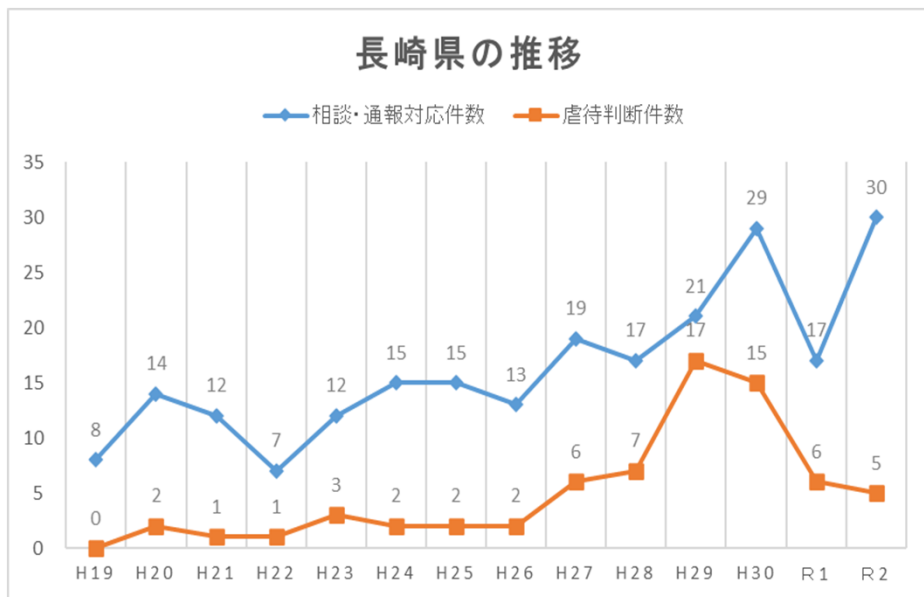
【集団指導】長崎県高齢者権利擁護等推進事業



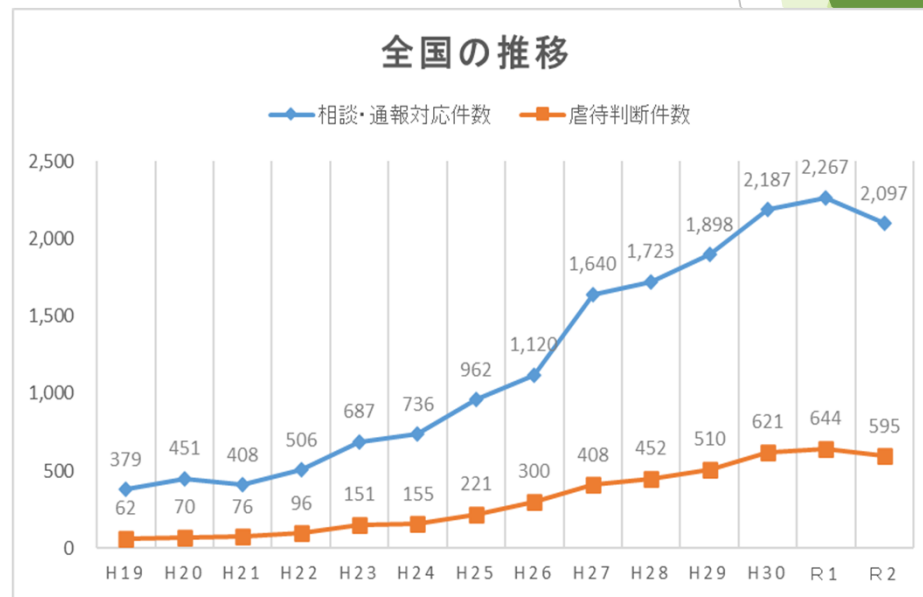
『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律について』

令和2年度 高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果

養介護施設従事者等による高齢者虐待 長崎県の推移

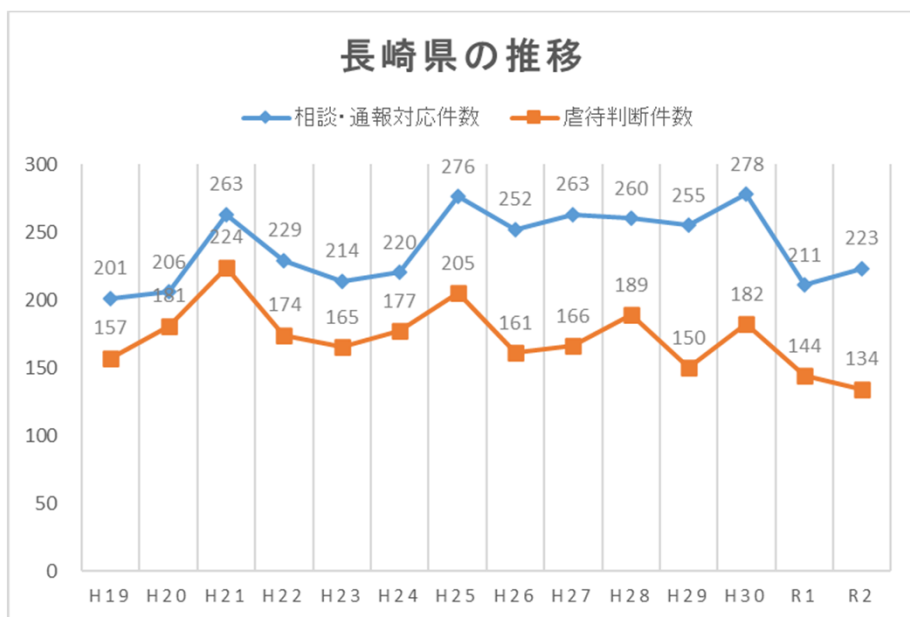


養介護施設従事者等による高齢者虐待 全国の推移

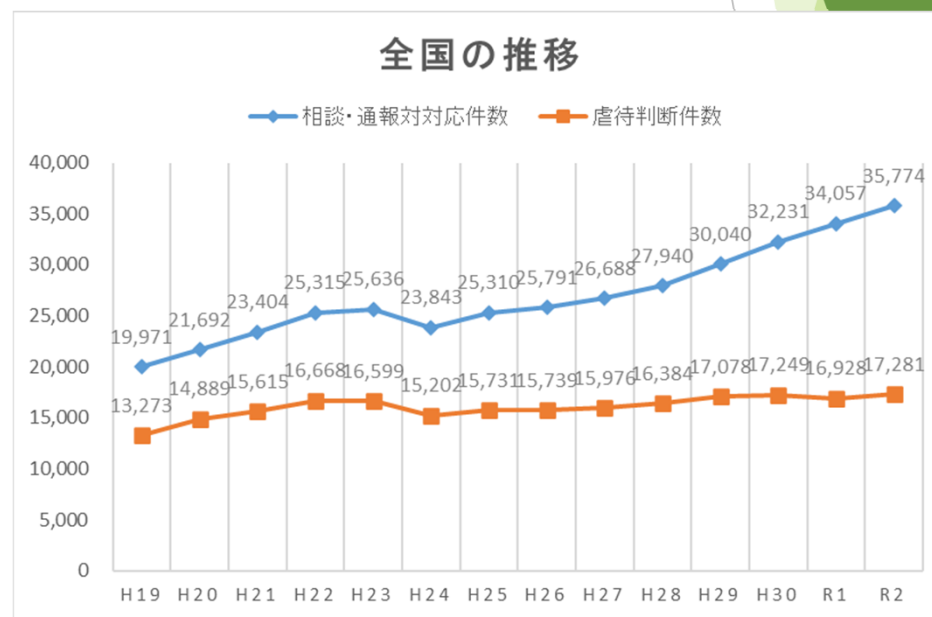


令和2年度 高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果

養護者（家族、親族、同居人等）による
高齢者虐待 長崎県の推移



養護者（家族、親族、同居人等）による
高齢者虐待 全国の推移



高齢者虐待防止法、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の概要 (平成17年法律第124号・平成18年4月1日から施行)

目的(法第1条)

高齢者虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳保持のため虐待防止を図ることが重要であることから、虐待防止等に関する国等の責務、虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援の措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止に係る施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義(法第2条)

「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。(平成24年10月～65歳未満の養介護施設入所等障害者を含む。)
「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待、養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。
高齢者虐待の類型は 身体的虐待、介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の5つ。

国・地方公共団体の責務等(法第3条)

関係機関の連携強化等、体制の整備、専門的な人材の確保・資質の向上、通報義務・救済制度等の広報・啓発

高齢者虐待防止法、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の概要 (平成17年法律第124号・平成18年4月1日から施行)

養介護施設・事業所、及び養介護施設従事者等の責務と義務

1. 高齢者虐待の早期発見への努力義務 (第5条)
2. 虐待を受けた高齢者保護のための施策への協力に関する努力義務 (第5条)
3. 高齢者虐待の防止等のための措置 (第20条)
4. 高齢者虐待を発見した人は、通報の義務 (第7条、第21条)

通報は、守秘義務によってこれが妨げられることはなく、また、通報したことを理由として解雇その他不利益な取り扱いを受けるとはありませ
せん(虚偽・過失によるものを除く)。

虐待行為は違法です。基本的人権の侵害にあたります。場合によっては傷害罪や横領など刑法犯罪に該当する可能性があります。

参考) 養介護施設従事者等の範囲

	養介護施設	養護介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法 による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人居宅生活支援事業 	「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者*
介護保険法 による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業 	

*業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者(施設長、事務職員等)や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含まれます(高齢者虐待防止法第2条)。

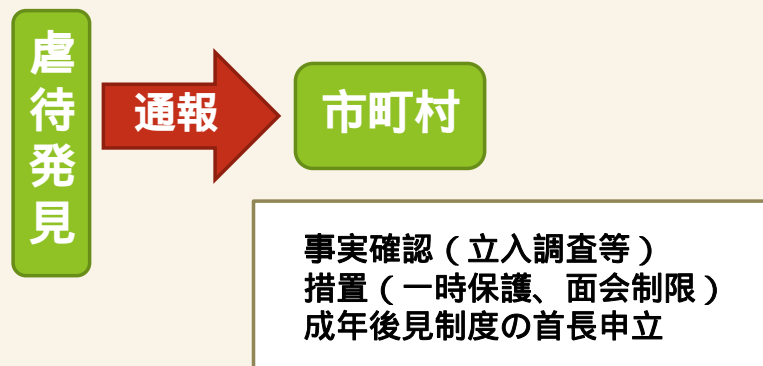
高齢者虐待防止法、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の概要 (平成17年法律第124号・平成18年4月1日から施行)

虐待防止等

養護者による高齢者虐待(法第6～19条)

[市町村の責務] 相談等、居室確保、養護者の支援
[都道府県の責務] 市町村の措置への援助・助言

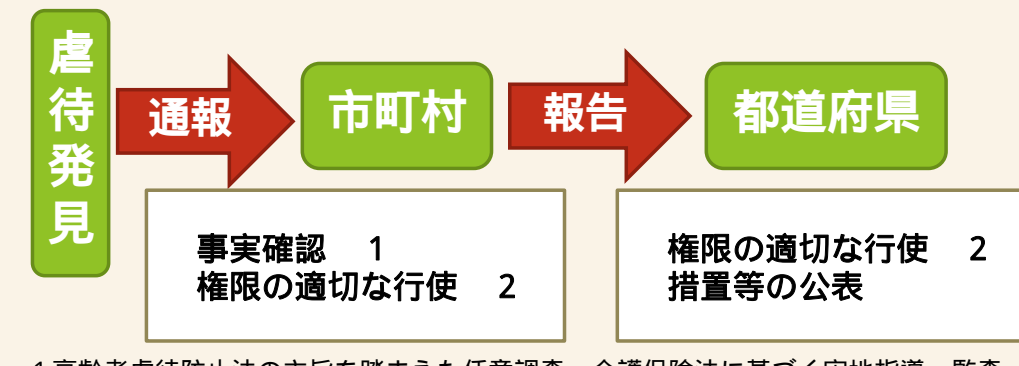
[スキーム]



養介護施設従事者等による高齢者虐待(法第20～25条)

[設置者等の責務] 当該施設等における高齢者に対する虐待防止等のための措置を実施

[スキーム]



1 高齢者虐待防止法の主旨を踏まえた任意調査、介護保険法に基づく実地指導・監査
2 老人福祉法・介護保険法に基づく報告徴収・立入検査・勧告・公表・措置命令等

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令における虐待防止規定の創設について（令和3年厚生労働省令第9号）

趣旨

全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。

改正の内容

1 基本方針

入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。

2 運営規程

運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。

3 虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。

虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること

虐待の防止のための指針を整備すること

従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること

上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

施行期日等

施行日：令和3年4月1日（施行日から令和6年3月31日までの間、経過措置を設ける）

基準省令改正に伴う高齢者虐待防止のための体制整備の義務化

1. 虐待防止のための対策を検討する委員会（虐待防止検討委員会）
2. 虐待防止のための指針
3. 虐待防止のための従業者に対する研修
4. 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者

留意事項

- ・すべての介護サービス等が対象である。
- ・施設・事業所の規模に関わらず取り組みが必要である。 1

1 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) 参照



令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 3)

(令和3年3月26日)

【全サービス共通】

問1 居宅療養管理指導や居宅介護支援などの小規模な事業者では、実質的に従業員が1名だけということがあり得る。このような事業所でも虐待防止委員会の開催や研修を定期的に行う必要があるのか。

(答)

- ・ 虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密にして、規模の大小に関わりなく虐待防止委員会及び研修を定期的に行う実施していただきたい。小規模事業所においては他者・他機関によるチェック機能が得られにくい環境にあることが考えられることから、積極的に外部機関等を活用されたい。
- ・ 例えば、小規模事業所における虐待防止委員会の開催にあたっては、法人内の複数事業所による合同開催、感染症対策委員会等他委員会との合同開催、関係機関等の協力を得て開催することが考えられる。
- ・ 研修の定期的実施にあたっては、虐待防止委員会同様法人内の複数事業所や他委員会との合同開催、都道府県や市町村等が実施する研修会への参加、複数の小規模事業所による外部講師を活用した合同開催等が考えられる。

身体拘束廃止について

国

身体拘束ゼロへの取り組み

身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催(平成12年6月、平成13年3月・12月)
「身体拘束ゼロへの手引き」の作成・普及(平成13年度)

都道府県

身体拘束ゼロ作戦推進協議会の開催(平成13年度～) 1
身体拘束相談窓口の設置(平成13年度～平成17年度) 2
相談員養成研修の実施(平成13年度～平成17年度) 2
身体拘束の理解促進のための講習会・説明会の開催(平成14年度～平成17年度) 2
権利擁護推進員養成研修・看護職員研修の実施(平成17年度～) 1
身体拘束廃止事例等報告検討会の開催(平成18年度～) 1

1平成19年度以降は「高齢者権利擁護等推進事業」に移行 2平成18年度以降は介護保険法上の「地域支援事業」に移行

市町村

身体拘束相談窓口の設置(平成18年度～) 3
相談員養成研修の実施(平成18年度～) 3
身体拘束の理解促進のための講習会・説明会の開催(平成18年度～) 3

3介護保険法上の「地域支援事業」として実施

施設

介護保険指定基準上、原則身体拘束禁止を規定(平成12年度)
介護報酬上、身体拘束廃止未実施減算を新設(平成18年度)
身体的拘束適正化検討委員会の定期的開催・減算率の見直し等(平成30年度)

身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

介護保険指定基準において禁止の対象となっている行為は、「身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為」で、具体的には次のような行為を指す。

徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。

転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。

自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。

点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。

点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。

車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。

立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。

脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。

他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。

行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。

自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）

「緊急やむを得ない場合」に該当する3要件

3つの要件を全て満たし、要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されていることが必要

1. 切迫性

利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合

2. 非代替性

身体拘束以外に代替する介護方法がないこと

3. 一時性

身体拘束が一時的なものであること

留意事項

- ・「緊急やむを得ない場合」の判断は、担当の職員個人又はチームで行うのではなく、施設全体で三要件の確認や判断を組織的・客観的に行う必要がある。
- ・身体拘束の態様及び時間、利用者の心身状況、緊急やむを得ない理由等を本人や家族に対して十分に説明し、身体拘束に関する記録を作成し、2年間保存することも必要である。

ポイント 身体的拘束は、緊急やむを得ない場合の一時的なものである。すみやかに解除できるよう努めなければならない。

身体拘束がもたらす多くの弊害

身体的弊害

- ・ 関節の拘縮、筋力の低下といった身体機能の低下や圧迫部位の褥瘡の発生などの外的弊害
- ・ 食欲の低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下などの内的弊害
- ・ 転倒や転落事故、窒息などの大事故を発生させる危険性

精神的弊害

- ・ 本人は縛られる理由も分からず、生きる意欲を奪われる。
- ・ 不安、怒り、屈辱、あきらめなどの精神的苦痛、認知症の進行やせん妄の頻発
- ・ 家族に与える精神的苦痛、罪悪感や後悔

社会的弊害

- ・ 看護・介護スタッフ自身の士気の低下を招くこと。また、介護保険施設等に対する社会的な不信、偏見を引き起こすおそれがあること。
- ・ 身体拘束による高齢者の心身機能の低下は、その人のQOLを低下させるだけでなく、さらなる医療的処置を生じさせ、経済的にも影響をもたらす。

身体的拘束等の適正化の推進

身体的拘束等の適正化を図るため、居住系サービス及び施設系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための指針の整備や、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催などを義務づけるとともに、義務違反の施設の基本報酬を減額する。

身体拘束廃止未実施減算について、平成30年度介護報酬改定において、身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催等を義務づけ、その未実施の場合の減算率の見直しを行った。

	<改定前>	➡	<改定後（現行）>（居住系サービスは「新設」）
身体拘束廃止未実施減算	5単位 / 日減算		10% / 日減算

【見直し後の基準（追加する基準は下線部）】

身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

1. 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
2. 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
3. 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
4. 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護における上記の委員会については、運営推進会議を活用することができる。

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第39号）

（指定介護福祉施設サービスの取扱方針）

第11条第4項

指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

高齢者権利擁護推進員養成研修

国の権利擁護推進員養成研修の
標準カリキュラムに準拠

長崎県独自の研修

基礎課程
(1日間×年2回)

実践課程
(前半2日間、60日間実習、
後半1～2日間×年1回)

管理者課程
(1日間×年2回)

【目的】

居宅サービス事業所、介護保険施設等の従事者として必要な高齢者虐待防止法の基本的理解、身体拘束に関する基礎的知識等を習得する。

【対象者】

居宅サービス事業所、介護保険施設等の従業者
(実務経験が3年未満の新任職員等)

【時間】

講義・演習 6時間 (1日間)

【開催地区】

8圏域を年2回、4年ごとに巡回
R4 佐世保(7月)・上五島(10月)
R5 県南・対馬

【目的】

居宅サービス事業所、介護施設等の指導的立場にある者として、専門知識と実践技術を習得し、自施設で実践する。

【対象者】

基礎課程修了者で、居宅サービス事業所、介護施設等で指導的立場にある者

【時間】

講義・演習 12時間 (6時間×2日間)

居宅・施設内実習 (60日間)

報告会(施設・在宅)(6時間×1～2日間)

【開催地区】

長崎・佐世保・県央 (年1回、3年ごとに巡回)
R4 佐世保(9月)
R5 県央

【目的】

居宅サービス事業所、介護施設等の経営者、管理者として、権利擁護に関する法的知識等を理解し、介護の質の向上に取り組む責任者の意識向上を図る。

【対象者】

居宅サービス事業所等の経営者、管理者
介護施設等の経営者、管理者等

【時間】

講義・演習 5時間 × 1日間 (1月)

講義・演習 5時間 × 1日間 (2月)

【開催方法】

オンライン形式により開催
テレビ会議(cisco webex Meetings)

長崎県高齢者権利擁護推進員養成研修

(1) 基礎課程

ア 目的

権利擁護の理念を再確認し、権利擁護の視点に立った介護の基本的な考え方、高齢者との関わり方を修得することを目的とします。

イ 日数・実施回数

(講義・演習) 1 日間、年 2 回

ウ 対象者

介護施設等において介護に従事する方で、介護の実務経験が概ね 3 年未満の方

長崎県高齢者権利擁護推進員養成研修

(2) 実践課程

ア 目的

専門知識と実践技術を修得し、施設の権利擁護に関する研修等を計画し、指導者として活動できる人材を育成することを目的とします。

イ 日数・実施回数

(講義・演習) 2日間、(自施設実習) 60日間、(報告会) 1~2日間、年1回

ウ 対象者

基礎課程修了者で、所属の介護施設等において、指導的立場から権利擁護を推進することができる方

エ 実践課程修了者

厚生労働省の定める「権利擁護推進員養成研修(令和4年3月28日付老発0328第7号)」と同等の研修を修了したものとします。

長崎県高齢者権利擁護推進員養成研修

(3) 管理者課程

ア 目的

介護施設等の経営者、管理者として、権利擁護とリスクマネジメントのあり方を理解し、組織全体で権利擁護に取り組み、介護サービスの質を向上させることを目的とします。

イ 日数・実施回数

(講義等) 1日間、年1回

ウ 対象者

介護施設等の経営者、管理者(施設長等)及び事務局長、またはこれらの者を代理・

補助する方

(注) 県が実施した「長崎県高齢者権利擁護推進員養成研修(基礎・実践課程)」の受講の有無は問いません。

高齢者虐待防止・権利擁護に関する研修等参考

- 【 1 】 **MS & AD インターリスク総研 介護施設・事業所における虐待防止研修プログラム**
<https://www.irric.co.jp/reason/research/index.php> (2020年の欄に掲載)
- 【 2 】 「高齢者虐待防止教育関連」認知症介護研究・研修仙台センター
<http://www.dcnnet.gr.jp/support/study/>
- 【 3 】 (公財) 東京都福祉保健財団
「その人らしさ」を大切にしたケアを目指して - 施設・事業所で高齢者虐待防止に取り組む皆さまへ -
<https://www.fukushizaidan.jp/wp-content/docs/105kenriyogo/oyakudachi/shousasshi.pdf>
- 【 4 】 「ストレスケアブック」山形県福祉人材センター
https://www.ymgt-shakyo.or.jp/jinzai/book/stresscare/_SWF_Window.html
- 【 5 】 「高齢者の思いに寄り添うケアを推進するための手引き」
山梨県高齢者権利擁護等推進部会 (平成 27 年 6 月)

(厚生労働省老健局高齢者支援課推奨)

介護施設・事業所における虐待防止研修プログラム

令和2年度老健事業「介護施設における効果的な虐待防止研修に関する調査研究事業」より

特徴

- 1科目(全12科目) 5分~12分程度の短編動画をダウンロードし、業務の合間など、都合の良い時間帯に学習することができる。
- 職員個々の学習状況を確認テストにより管理することが可能。
- 短編動画を視聴後、グループワークを実施することで、研修内容を掘り下げ、行動変容に繋げることを目指している。

研修プログラム

◆報告書ダウンロード

◆プログラムの使い方

※虐待防止研修担当の方はこちらを最初にご確認ください。

◆研修担当及び司会者用資料

◆学習者用視聴者動画【A】

◆学習者用視聴者動画【B】

虐待防止研修プログラムについては、こちらからお入りください。

 <https://www.irric.co.jp/reason/research/index.php>

短編動画

1. 虐待とは？
- 2~3 高齢者虐待防止法
- 4~9 高齢者虐待の種類
10. 施設等による虐待防止策
11. 身体拘束
12. ストレスケア



グループワーク

- 短編動画で受講した事例を使い、演習を行う。
- 事例から気になる言動について話し合い、高齢者、職員側の気持ち、背景、対応方法を考え、「個人」「チーム」「組織」で虐待防止を実現する方法を考える。

虐待防止研修プログラムについては、こちらからお入りください。

👉 <https://www.irric.co.jp/reason/research/index.php>

(別紙 1)

令和 4 年度長崎県高齢者権利擁護推進員養成研修 研修日程等一覧

日程・会場等、調整中のものについては、決まり次第、県ホームページ（下記参照）に随時掲載します。最新情報はホームページでご確認ください。

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/gyakutai/sinntaikousoku-gyakutai/>
ホーム>組織で探す>福祉保健部 長寿社会課>高齢者虐待防止・権利擁護>権利擁護推進員養成研修

長崎県 権利擁護推進員

検索

(1) 基礎課程

【事前課題】

『介護現場あるある ～私の考える不適切ケア～』（課題様式 1）

介護現場で体験した（見た・聴いた・した）ことがある『介護現場あるある ～私が考える不適切ケア～』について、できるだけ多く記入してください。

	第 1 回（佐世保市）	第 2 回（新上五島）
日程 時間	令和 4 年 7 月 1 日（金） 9：30～17：30（9：00～）	令和 4 年 10 月 6 日（木）～ 令和 4 年 10 月 7 日（金） 1 日目 13:00～17:10（12:30～） 2 日目 9:40～12:30（9:30～）
場所	アルカス佐世保 大会議室	新上五島石油備蓄会館 大会議室
定員	第 1 回基礎課程の申込受付は 終了しました。	80 名
申込期間		8 月 8 日（月）9 時から 8 月 29 日（月）17 時まで
受講決定		9 月 2 日（金）までに通知
課題提出期限		受講決定後から 9 月 16 日（金）まで

(2) 実践課程

【事前課題】

『自施設振り返り チェックシート』

日程	前期（講義・演習）	令和 4 年 9 月 15 日（木）～令和 4 年 9 月 16 日（金）
	前期（WEB 講義）	令和 4 年 9 月 21 日（水）18:00～21:00（接続確認 17:30～） テレビ会議システム（cisco webex Meetings）
	※自施設実習	60 日間（令和 4 年 9 月 20 日～11 月 19 日）
	後期（報告会）	令和 4 年 12 月頃予定（現在調整中）
場所	アルカス佐世保 大会議室 A	
定員	施設系 30 名 ・ 居宅系 30 名	
申込期間	7 月 4 日（月）9 時から 7 月 31 日（日）17 時まで	
受講決定	8 月 5 日（金）までに通知	
課題提出期限	受講決定後から 8 月 26 日（金）まで	

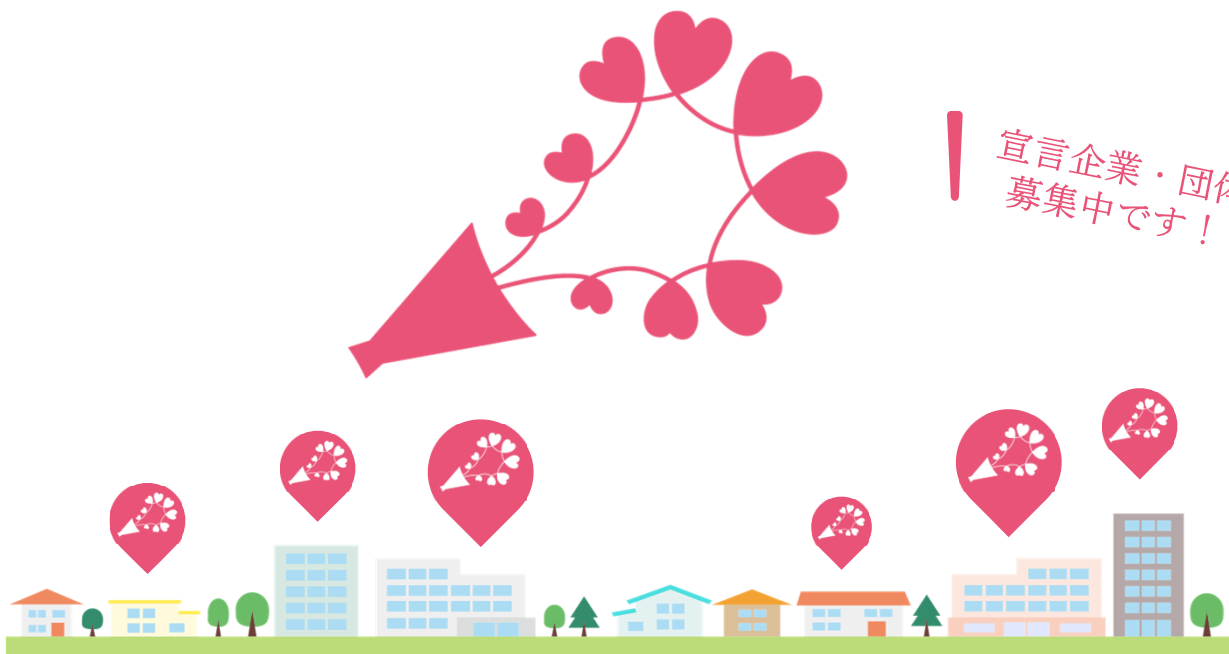
(3) 管理者課程 (オンライン方式により開催)

【事前・事後アンケートの提出が必修】

入所系施設管理者課程	
日時	令和5年1月30日(月)(1日間) 12:30~17:00(受付12:00)未定
開催方法	オンライン方式 (Cisco WebEx Meetings)
定員	100名
申込期間	令和4年12月5日(月)9時から 令和5年1月9日(月)17時まで
受講決定	令和5年1月13日(金)まで
研修前アンケート	令和5年1月23日(月)まで
研修後アンケート	令和5年2月2日(木)まで

在宅系サービス事業所管理者課程	
日時	令和5年2月2日(木)(1日間) 12:30~17:00(受付12:00)未定
開催方法	オンライン方式 (Cisco WebEx Meetings)
定員	100名
申込期間	令和4年12月5日(月)9時から 令和5年1月9日(月)17時まで
受講決定	令和5年1月13日(金)まで
研修前アンケート	令和5年1月23日(月)まで
研修後アンケート	令和5年2月9日(木)まで

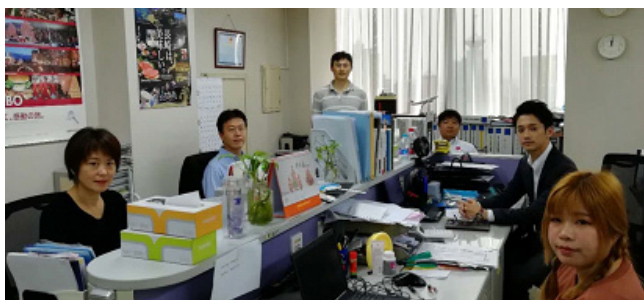
ながさき 結婚・子育て応援宣言



宣言企業・団体
募集中です！

「ながさき結婚・子育て応援宣言」は、企業・団体等において、個人の考え方や価値観を尊重しながら、結婚を希望する従業員の後押しや、安心して妊娠・出産・子育てができる職場環境づくりなどに取り組む内容を宣言いただく制度です。
ご登録は無料です。働く人たちの応援団として、宣言をしてみませんか？

(2022年7月 宣言件数544件)



このマークは、結婚・子育てを応援する企業・団体の登録制度を九州・山口の9県で共同展開するため、平成30年度に九州地域戦略会議において制作した、9県共通のシンボルマークです。
9つのハートの連なりは、従業員と企業の幸せが連なっていく様子と、九州・山口の9県を表しており、マーク全体では、幸せの花束・祝福のクラッカー・応援のメガホンをイメージしています。





人材の確保、定着につながります

- ・宣言した企業等を県のホームページや県立高校などでPRします
- ・宣言のロゴマークを自社のPRに活用できます
- ・自社の宣言書とチラシ(PDF) ¹をダウンロードし、社内外へのPRに活用できます



従業員への福利厚生が充実します

- ・お見合いシステム会費の従業員割引 ²があります
(2 県が運営する、1対1の会員制データマッチングシステム。2年会費1万円 **5,000円**)
- ・子育て応援住宅支援補助金 ³の上限額のかさ上げがあります
(3 市町が実施する、多子世帯や三世帯同居・近居のための中古住宅取得・住宅改修への補助制度。詳しくは県の住宅課へ)



結婚・子育て支援に関する情報が届きます

- ・従業員の結婚支援を進める上での注意点などをまとめたガイドブックを進呈します
- ・行政の結婚・子育て支援や働きやすい職場環境づくり等に関する最新情報が届きます



1 宣言書・チラシのイメージ

宣言の登録方法 ~インターネットから簡単応募!

FAX応募用紙もあります



画面イメージです

1

会社・事業所の基本情報

名称・業種・所在地・代表者名などを入力してください。事業所単位で登録できます。
【公開されます】

2

宣言の内容

結婚・子育て
ワーク・ライフ・バランス
女性活躍・イクボス
の3分野について、宣言内容を選択又は自由に入力してください。
企業からのメッセージも自由に入力できます。
【公開されます】

3

ご担当者様の情報

連絡先と、簡単なアンケートについて入力してください。
【非公開です】

登録内容 (公開)

会社・事業所名

(フリガナ)

代表者名

ホームページ 任意

業種 業種を選択 **1**

所在地 市町名を選択

(地番まで)

(建物名) 任意

事業内容 (全角60字以内)

従業員数 人

宣言[1] 自由記載 (下の入力欄に記載)

結婚・子育て (例文から選択又は全角80字以内)

宣言[2] 自由記載 (下の入力欄に記載) **2**

ワーク・ライフ・バランス (例文から選択又は全角80字以内)

宣言[3] 自由記載 (下の入力欄に記載)

女性活躍・イクボス (例文から選択又は全角80字以内)

メッセージ 任意 (全角150字以内)

画像 任意 (写真・ロゴ等)

登録希望日

ご担当者について (非公開)

部署名

役職名

ご氏名

お電話

メールアドレス

この宣言を何で知りましたか

テレビCM イベント インターネット広告 ポスター・チラシ

長崎県ホームページ その他

確認画面へ進む

宣言の内容 ~どんな小さなことでも、できることから構いません

「結婚・子育て」の宣言とは？

県の調査では、独身の理由の第1位は「適当な相手にめぐり合わない」（55.2%）と、独身者の半数以上が「出会いがない」という状況です。また、県民（独身者含む）の理想の子どもの数が平均「2.57人」であるのに対し、実際に予定している子どもの数は平均「2.07人」と、理想より実際の子どもの数が少ない状況です。

このように、個人の結婚・子育てに関する希望が叶っていないという現状を改善するためには、行政による支援だけでなく、社会全体、特に働く場における支援が必要です。

- 例） 個人の価値観を尊重しながら、希望する従業員に対し結婚または子育てに関する情報を届けます
個人の価値観を尊重しながら、希望する従業員を結婚または子育てに関するセミナー等へ派遣します
個人の価値観を尊重しながら、希望する従業員の企業間交流へのグループ登録を促進します
従業員の結婚や出産に際し、祝い金を支給します
性別に関わりなく、従業員の育児休業の取得及び円滑な復帰を支援します
Nびか認証取得により、従業員の結婚・子育ての希望がかなう職場環境づくりを推進します
女性活躍推進法の一般事業主行動計画の策定により、性別に関わりなく従業員の結婚・子育ての希望がかなう職場環境づくりを推進します

「ワーク・ライフ・バランス」の宣言とは？

「ワーク・ライフ・バランス」とは、「仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態」のことです。

ワーク・ライフ・バランスが実現すれば、個人は、より充実した生活をおくることによってパフォーマンスが向上し、企業は、社員の力を十分に引き出して持続的に発展することができ、社会全体にも活力が生まれます。

- 例） 定時退社を推進します
所定外労働時間の削減のため「ノー残業デー」を実施します
有給休暇の取得計画を作成し、計画的な取得を促進します
育児休業や有給休暇等の各種制度を利用しやすくするため、業務の共有化を進めます
がん、脳卒中、心疾患、不妊などの治療が必要な従業員の相談窓口を設けます
Nびか認証取得により、すべての従業員のワーク・ライフ・バランスを推進します
女性活躍推進法の一般事業主行動計画の策定により、性別に関わりなくすべての従業員のワーク・ライフ・バランスを推進します

「女性活躍・イクボス」の宣言とは？

女性活躍は、ダイバーシティ推進の試金石と言われる重要な課題です。その推進のためには、「イクボス」と呼ばれる「部下や同僚等の育児や介護・ワーク・ライフ・バランス等に配慮・理解のある上司」の存在が欠かせません。ボス（上司・経営者等）自らが早く帰る、休暇を取得する等、率先して行動することで、良好な職場風土を醸成することができます。

- 例） 女性活躍推進やイクボスに関する研修・セミナー等に従業員を派遣します
女性活躍推進やイクボスの意義を従業員に周知します
上司自身もライフを充実させ、部下のライフも応援します
性別や時間制約の有無に関わらず、従業員の仕事と家庭の両立とキャリアを応援します
従業員一人ひとりが輝く働き方改革を行います
Nびか認証取得により、働きやすい職場環境づくりに向け、経営者や管理職が率先して行動します
女性活躍推進法の一般事業主行動計画の策定により、性別に関わりなくすべての従業員が働きやすい職場環境づくりを推進します

送信後の流れ ~送信後、数日後に登録されます

県から連絡

県の担当者から、宣言内容の確認や、登録日の調整などのため、ご連絡させていただきます。

ホームページに掲載

宣言の送信から数日後、企業情報や宣言内容等を専用ホームページに掲載し、登録完了です。



宣言内容の実践

宣言した内容を実践し、従業員の希望する結婚・子育てを応援する職場環境づくりに努めてください。

働く人たちの結婚・子育ての希望を叶えるため、
長崎県の未来のため、
皆様のご協力をお願いします



その他、県関係の登録制度等

～誰もが働きやすい、結婚・子育てしやすい社会づくりに向けた取組



Nぴか (長崎県誰もが働きやすい職場 づくり実践企業認証制度)

年齢・性別に関係なく、誰もが働きやすい環境づくりに積極的に取り組む県内企業を、県が優良企業として認証する制度です。
(2021年3月末現在 91社)

【認証のメリット】

ながさき県内就職応援サイト「Nなび」などで優良企業として周知
合同企業面談会での表示や専用のロゴマークの利用が可能
県の建設工事の入札審査で加点
日本政策金融公庫「働き方改革推進支援資金(地方公共団体推進
施策関連)」において特別利率での融資
県主催の合同企業面談会や説明会への出展に有利に

問合せ 長崎県雇用労働政策課
TEL. 095-895-2714



ながさき 女性活躍推進会議

女性の活躍の場を広げ、地域経済の活性化を図ることを目的として、平成26年12月、県内の経済団体、企業、国・県・市町、大学を中心として発足した会議です。

(2021年3月末現在 趣旨賛同会員289団体、うち自主宣言会員181団体)

女性活躍推進の必要性・メリット・手法などの普及啓発や、学生向けのセミナー、優良企業等の表彰などを行っています。

問合せ 長崎県経営者協会
TEL. 095-822-0245



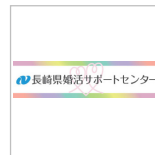
ウィズコンながさき (企業間交流事業)

「人も企業もつながる」をコンセプトに、県内の企業・団体に所属する独身の方々のグループ交流を目的として、県と市町が新たに構築するシステムです。

【募集しています】

- ・参加していただく企業・団体等(推進員の選任が必要です)
- ・参加企業に勤める、独身男性同士又は女性同士の2~4名グループ
- ・グループ交流プランを提供していただくお店・イベント

問合せ 長崎県婚活サポートセンター
TEL. 095-893-8860



長崎県婚活サポートセンター 応援企業・協力企業



【応援企業】

お見合いシステムによるお引き合わせの場を提供するレストラン・ホテル等です



【協力企業】

婚活支援事業の周知など、社員や顧客の結婚に向けた後押しや環境づくりに取り組む企業等です

従業員への結婚を応援する宣言をされる際は、協力企業への登録もご検討ください

問合せ 長崎県婚活サポートセンター
TEL. 095-893-8860



「健康経営」宣言事業

県内の皆様いきいきと健康に働いていただくため、事業所に「健康経営」宣言を行っていただいています(2020年9月末現在 524事業所)。また、要件を満たした事業所は「健康経営推進企業」として認定され、建設工事入札参加者格付で加点されます。

【取組のサポート】

- ・保健師・管理栄養士の保健指導や、健診データと医療費データを分析した事業所カルテの配布などが受けられます(協会けんぽ長崎支部)
- ・取組内容に合わせた専門スタッフ派遣が受けられます(長崎県)

問合せ 協会けんぽ 長崎支部
TEL. 095-829-6001



ながさき 子育て応援の店

就学前のお子さんがあるご家庭向けの優しい・お得なサービス提供を通して、地域ぐるみで子育てを応援する機運を高め、子育てにやさしい社会づくりを推進することを目的とした取組です。(2021年3月末現在 1,164店舗)

【協賛店舗のメリット】

- ・お店の情報を県のHP「ココロネット」で発信できます
- ・お店の広告・チラシ等にマークを使用できます
- ・お店のイメージアップにつながります

問合せ 長崎県青少年育成県民会議
TEL. 095-824-7510



ながさき
結婚・子育て応援宣言

九州・山口各県共通シンボルマーク

問合せ



長崎県こども未来課 少子化対策班

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 TEL. 095-895-2683